衛 生 委 員 会 規 程

エムシーパートナーズ株式会社

瀬戸内オフィス

　この規程は、労働安全衛生法第１８条に基づき、エムシーパートナーズ株式会社瀬戸内オフィス（以下「瀬戸内オフィス」という。）に設ける衛生委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定める。

（目的）

第１条　瀬戸内オフィスに、瀬戸内オフィス従業員の衛生に関する事項について調査・審議することを目的として、委員会を設ける。

（構成）

第２条　委員会の構成は次の通りとする。

　　　　（１）委員長　　瀬戸内オフィス　チーフ

　　　　（２）委員　　　会社が指名する者（産業医、衛生管理者を含む）　３名以内

　　　　　　　 　　　　 従業員代表が推薦する従業員　　　 　　　　　　３名以内

　　　（３）事務局　　瀬戸内オフィス

（付議事項）

第３条　委員会の付議事項は、次の通りとする。

　　　　（１）従業員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項

　　　　（２）従業員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項

　　　　（３）労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係わる事項

　　　　（４）その他、従業員の健康障害の防止・健康の保持増進並びに当社レスポンシブルケアに関する重要事項

（任務）

第４条　委員長は会務を統理し、会議を主宰する。

　２　委員長がやむを得ない理由により職務を行うことができない場合は、委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

　３　委員は付議事項について調査審議し意見を述べる。

（開催）

第５条　委員会は月1回以上開催し、委員長がこれを召集する。

　２　委員長は委員会を召集する場合には、各委員に対し、議案、日時および場所を通知する。

（成立）

第６条　委員会は、委員の過半数を以って成立する。

　２　委員がやむを得ない理由により欠席する場合には、その権限について出席委員に　　　委任を行うことができる。

（事務担当者）

第７条　委員長は、委員会における庶務事項等の処理及び連絡のため、若干名の事務担当者を置く。

（委員以外の出席）

第８条　委員会が必要と認めた場合、委員会に委員以外の者を出席させて事情を聴取することができる。

（議事内容の記録・周知・保存）

第９条　委員会の議事内容の主要事項については、遅滞なく記録を作成し３年間保存する。

──────────────────────────────────────────

　　　　　　　所管部署　　　　　　　　　　　　沿　　革

　　　　　　　瀬戸内営業所　　　　　　　２０１９年　４月　１日　施行

　　　　　　　瀬戸内オフィス　　　　　　２０２０年１０月　１日　改定（組織名称変更）

　　　　　　　瀬戸内オフィス　　　　　　２０２３年　４月　１日　改定（組織名称変更）